

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

平成27年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者医療関連事務	
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である北海道後期高齢者広域連合と連携し、保険給付事業等を行っている。 ・基本的な役割分担は、 北海道後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 清水町：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 (1) 被保険者の資格管理の申請及び届出の受付に関する事務 (2) 保険料の賦課や徴収、滞納管理に関する事務 (3) 保険給付の申請及び届出の受付に関する事務	
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(窓口端末)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療関連情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(項番59)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民生活課	
②所属長	町民生活課長 中村 富志男	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	町民生活課保険係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1151)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	町民生活課保険係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1151)	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]